

「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」  
補足調査結果報告書

2008年9月10日  
国際協力機構

1. 調査の目的

「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」は、JICAにおいて、ガイドラインに基づき、手続き等の運用が実際にどのように行われているかを確認し、整理することであり、今般、現地での実施機関、住民、NGO等を対象とした現地調査を行い、この補足を行ったものである。現地調査を通じて現行ガイドラインの課題及び新 JIC 環境社会配慮ガイドラインで検討すべき論点の抽出に資するものである。

2. 対象案件

- (1) フィリピン国「Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」  
(開発調査 カテゴリ A)
- (2) ネパール国「アッパーセティ水力発電計画」  
(開発調査 カテゴリ A)
- (3) エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」  
(無償資金協力の事前の調査 カテゴリ B)
- (4) インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」  
(無償資金協力の事前の調査 カテゴリ B)
- (5) エルサルバドル国「地方自治体廃棄物総合管理」  
(技術協力プロジェクト カテゴリ B)

3. 調査概要

調査方法、結果は、別添報告を参照されたい。以下に概要を記載する。

(1) 調査者

原科幸彦東京工業大学教授（フィリピン国「Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」）JICA 本部及び個人コンサルタント、JICA 現地事務所（インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」を除く）、ローカルコンサルタント

(2) 聞き取り対象者

相手国実施機関、被影響世帯等の住民、現地 NGO（エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」、インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」を除く）

(3) 情報公開

各案件とも、ステークホルダー協議の実施時に、必要な情報を提供している。エルサルバドル国「地方自治体廃棄物総合管理」では、ステークホルダー協議ではなく、市の広報誌、公開セミナーにより情報を提供している。

相手国の制度に基づく環境影響評価等についても、文書が公開されている。

フィリピン国「Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」、ネパール国「アッパーセティ水力発電計画」での住民聞き取り調査では、情報公開の程度と非自発的住民移転との関係が強い。

#### (4) ステークホルダー協議

カテゴリ A 案件では勿論のこと、カテゴリ B 案件である、エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」、インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」でも、ステークホルダー協議が開催されている。

マスミーティング以外にも、FGD (Focus Group Discussion) を参加した案件もある（フィリピン国「Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」、ネパール国「アッパーセティ水力発電計画」）。

住民聞き取り調査では、ステークホルダー協議参加者について、プロジェクトの受容程度に関係する要素が得られている。

ステークホルダー協議の協議結果のプロジェクト計画への反映については、ミティゲーションに反映、環境影響評価書に反映等の対応がなされている。

### 4. 調査から得られた課題と論点

#### (1) ステークホルダー協議・情報公開について

- ・本件では、ステークホルダー協議開催の告知手段として、関連するNGOに招待状の送付を行ったが、元々、現地で活動するNGOの数は限られているため、参加が限定的であった点がNGOから指摘されている。このような地域ではNGO以外の地域組織（伝統的組織や学校など）も調査の視野に入れることも考えられる。（フィリピン国「Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」）
- ・本件では、開発調査の終了後2年以上が経過していたため、調査対象者の移転の可能性や、プロジェクトに関する記憶が曖昧であるなどの状況が見られた。ステークホルダー協議の開催から事業実施までに間が空く場合には、実施前に再度ステークホルダー協議を開催することも考えられる。（フィリピン国「Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」）
- ・ステークホルダー協議の実施方法に関して、当該社会の現状に応じた方法を検討する必要があると考えられる。本件では、協議の参加者は必ずしも科学的知識が豊富というものではなく、プロジェクトに対する意見も限られている。更に、事業実施が確定していないため、住民の関心事項（事業の開始時期、補償）に明確に回答できない状況が見られた。こうした背景を踏まえると、現地住民を対象とした協議では、必ずしも3段階での協議を実施する必要性はないように思われる。ステークホルダー協議の目的が、住民の意見を聴取し、意思決定に反映させることにあるのなら、形式を追うよりもこの目的に合わせる事が重要であると考えられる。（ネパール国「アッパーセティ水力発電計画調査」）
- ・建設完了後の雇用等にも、住民の関心がある。（インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」）

- ・ガイドラインに従っているが、住民のプロジェクトに関する知識はそれほど高くはないことから、より情報提供が適切になされることにより、便益を高めることができると考えられる。エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」

## (2) JICA環境社会配慮ガイドラインの理解

- ・JICAガイドラインは、実施官庁にとって難解。また、明確に提出すべく文書等まで規定されておらず、如何なる文書が手続き上必要であるか等困惑することがあったこと、またガイドラインがプロジェクトの準備段階しか規定していないとの指摘が実施機関からあった。(エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」)
- ・ガイドラインが、相手国とJICAの両方への要求事項を含むこと等のため、実施機関のガイドラインの理解はあまり高くなかった。(インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」)

以上